

「災害発生時における応急対策業務に関する協定」を (一社) 建設コンサルタンツ協会近畿支部と協定締結

独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社では、「災害等発生時における応急対策業務に関する協定」を、令和5年7月3日付で一般社団法人建設コンサルタンツ協会（以下「協会」という。）の近畿支部と協定を締結しました。

これに伴い、関西・吉野川支社支社長と、協会近畿支部支部長との懇談会を以下のとおり行います。

本協定は、災害等の発生により、機構施設が被災し緊急的な応急対策調査・設計を実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としています。

今回の協定で災害時の体制の充実、強化を図り、今後の災害時の対応に備えていきたいと考えています。

1. 日 時： 令和5年7月13日（木）15：30～16：00

2. 場 所： 独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社 6F会議室
（大阪市中央区上町A番12号上町セイワビル内）

※取材していただける場合は、当日の15時30分までに当支社へお越し下さい。

令和5年7月11日



独立行政法人 水資源機構 関西・吉野川支社

発表記者クラブ

近畿建設記者クラブ

大手前記者クラブ

問い合わせ先

独立行政法人 水資源機構 関西・吉野川支社

淀川本部 施設管理課長 丹羽

住 所：大阪市中央区上町A番12号

電 話：06-6763-5182（代表）

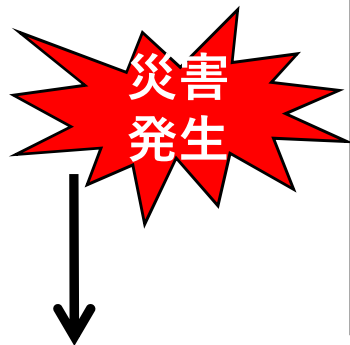
関西・吉野川支社HP：<http://www.water.go.jp/kansai/kansai/index.html>

災害時等における応急対策業務に関する協定について (測量・調査設計に関する業務)

参考資料

水資源機構の管理する施設の被災調査・応急復旧対策検討等に必要な測量・調査設計に関する業務の実施が必要となり、一般社団法人建設コンサルタンツ協会に応急対策業務実施可能な会員の報告を依頼した場合、協会から会員で業務実施可能な会員を報告して頂きます。このことにより、迅速な業務の着手が可能となり被害拡大防止及び早期復旧に帰することを目的としています。

災害発生から応急対策業務実施までの流れ



災害発生事例

首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、業務継続計画（大規模地震編）で想定する災害、その他豪雨等異常な自然災害

・貯水池周辺地すべり、水路施設漏水、ダム堰施設の変状

災害時等における応急対策業務に関する協定の手続き (今回締結した災害協定)

- ①機構から協会へ応急対策業務実施可能な会員の報告を依頼
- ②協会から機構へ応急対策業務実施可能な会員を報告
- ③機構は、②報告の中から業務を実施する会員を選定し、業務を依頼する
- ④会員より③の依頼を承諾

機構において応急対策業務の契約手続き